

水道料金改定のお知らせ

■改定後の水道料金(1か月/消費税抜き)

| 口径           | 現行<br>基本料金 | 改定後<br>基本料金 | 増減     | 従量区分                                | 現行<br>従量料金          | 改定後<br>従量料金         | 増減                  |
|--------------|------------|-------------|--------|-------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| φ13mm        | 600円       | 800円        | 200円   | 1m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>   | 50円/m <sup>3</sup>  | 70円/m <sup>3</sup>  | 20円/m <sup>3</sup>  |
| φ20mm        | 700円       | 930円        | 230円   | 11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>  | 130円/m <sup>3</sup> | 170円/m <sup>3</sup> | 40円/m <sup>3</sup>  |
| φ25mm        | 3,000円     | 3,980円      | 980円   | 21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>  | 150円/m <sup>3</sup> | 200円/m <sup>3</sup> | 50円/m <sup>3</sup>  |
| φ30mm        | 5,000円     | 6,630円      | 1,630円 | 31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>  | 170円/m <sup>3</sup> | 230円/m <sup>3</sup> | 60円/m <sup>3</sup>  |
| φ40mm        | 7,000円     | 9,280円      | 2,280円 | 51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> | 190円/m <sup>3</sup> | 250円/m <sup>3</sup> | 60円/m <sup>3</sup>  |
| φ50mm        | 12,000円    | 15,900円     | 3,900円 | 101m <sup>3</sup> 以上                | 210円/m <sup>3</sup> | 280円/m <sup>3</sup> | 70円/m <sup>3</sup>  |
| φ75mm        | 20,000円    | 26,500円     | 6,500円 |                                     |                     |                     |                     |
| 臨時用は各口径に準じる。 |            |             |        |                                     | 500円/m <sup>3</sup> | 660円/m <sup>3</sup> | 160円/m <sup>3</sup> |

※口径13mmおよび20mmの検針期間は2か月毎。口径25mm以上は1か月毎。

■新料金の適用時期

|                             |       | 8月  | 9月         | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----------------------------|-------|-----|------------|-----|-----|-----|
| 10月1日より以前から<br>引続いて使用している場合 | 奇数月検針 |     | 旧料金と新料金で按分 |     |     |     |
|                             | 偶数月検針 | 旧料金 |            | 新料金 |     |     |
|                             | 毎月検針  | 旧料金 |            | 新料金 |     |     |
| 10月1日以降に新たに使用する場合           |       |     |            | 新料金 |     |     |
| 10月中に休止する場合                 |       |     | 旧料金        |     |     |     |

～改定の背景と理由～

幸手市水道事業では、人口減少による水道料金減収や施設老朽化による更新費用、物価上昇による運営経費確保を見据え、第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）を策定しました。あわせて安定した水道事業運営と安心・安全な水道水を安定供給するために、水道料金を改定（改定率34.3%）します。

みなさまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

～水は、私たちの生命を維持するために必要不可欠な資源です～

節水にご協力ください

水需要の最盛期を迎え、各地で水不足が心配される季節となりました。ご家庭においても、一人ひとりが限りある資源「水」を上手に使うって節水を心がけましょう。

◆水不足（渇水）により予想される影響

- 水道水を送り出す圧力を下げる減圧給水
- 夜間の断水
- 給水車などでの時間給水

◆断水による影響

- 家事をする時間の大幅な制限
- 消火活動や医療活動への影響
- 入浴、洗濯、食生活への影響
- 衛生状態の悪化による食中毒などの発生

◆水の上手な使い方

- お風呂の残り湯は、洗濯、洗車、植木への散水などに利用しましょう。
- シャワーの流しっぱなしはやめましょう。シャワーより浴槽にためて使ったほうが節水になります。
- 食器や調理器の油分は、新聞紙などで拭いてから洗うと節水になります。

日頃の節水が最も大切です。ちょっとした心がけでたくさんの水が節水できます。ご家庭の状況に応じて工夫してみてください。

問合せ 水道管理課 ☎ (48) 0050

問合せ 水道管理課 ☎ (48) 0050

◇改定後請求額の例(消費税込み)

口径20mm(2か月料金)の場合

| 使用水量             | 現行     | 改定後    | 現行との<br>差額 |
|------------------|--------|--------|------------|
| 10m <sup>3</sup> | 2,090円 | 2,816円 | 726円       |
| 15m <sup>3</sup> | 2,365円 | 3,201円 | 836円       |
| 20m <sup>3</sup> | 2,640円 | 3,586円 | 946円       |
| 25m <sup>3</sup> | 3,355円 | 4,521円 | 1,166円     |
| 30m <sup>3</sup> | 4,070円 | 5,456円 | 1,386円     |
| 35m <sup>3</sup> | 4,785円 | 6,391円 | 1,606円     |
| 40m <sup>3</sup> | 5,500円 | 7,326円 | 1,826円     |

### 若草俳句会

今月の季題「母」  
および自由題

祭果て  
路地裏たどる千鳥足  
鈴木佐一・久喜市

万緑や  
母に似ている顔かたち  
知久和子・五霞町

決意とは  
秘かなるもの夏木立  
日下部よしゑ・幸手市横野地

トンネルを  
抜けて海へと花蜜柑  
小林筑山・幸手市東

手の語る  
フラの世界や南風やさし  
草野貞子・幸手市香日向

夏浅し  
風の白さの残りけり  
渡辺紀雄・さいたま市

### 燎原短歌会

自転車を  
やめれば自由の奪はるる  
老軀恥ぢつつ  
ヘルメット求む  
竹園末子・中二

乾きたる  
畑の隅にどっしりと  
構へて光る  
櫟のみどり  
尾上喜子・栄六

太陽に  
向って歩む朝七時  
小鳥が歌ひ  
小猫が走る  
堀山徳子・中四

展覧会  
絵の前に立てば亡先生の  
ささやき声や  
仕草のうかぶ  
大熊昭子・東五



▼若草俳句会会員募集中  
○日時▶毎月第2土曜日  
13:00～16:00/○場所▶  
中央公民館/○問合せ▶  
林さん ☎ (43) 1058

▼燎原短歌会会員募集  
○日時▶毎月第2木曜日  
12:30～15:30/○場所▶  
中央公民館/○問合せ▶  
澤田さん ☎ (43) 2448

安全・安心に通行できる道路環境へ

問合せ 道路河川課 ☎ (43) 1111

内線553、554

乗り上げブロックなどの撤去を



車庫や駐車場の出入口前の道路に、車道との段差解消のため「**乗り上げブロックや鉄板スロープ**」などを置いていませんか？  
こうした「**乗り上げブロックなど**」の物件の設置は、通行の障害となり大変危険です。歩行者がつまずいたり、オートバイや自転車の転倒事故を誘発したり、思わぬ事故の発生原因になりますので、設置してある場合は撤去をお願いします。  
※撤去後の段差解消工事の実施には申請が必要となり、費用は個人負担になります。詳細については、お問い合わせください。

道路に張り出した枝の切り取り



道路に張り出した枝などは、歩行者や自動車などの通行の妨げとなります。これらが原因となり、歩行者や自動車などの事故が発生した場合、**樹木の所有者が事故の責任を問われる**こともあります。事故を未然に防ぎ、安全・安心に道路を利用するため、樹木の適切な管理をお願いします。  
※ご自分で手入れができない場合は、業者などに依頼して、有料で行ってもらう方法もあります。

道路に危険なところがあったら



道路の破損を放置しておくと、**車両事故や、歩行者が怪我をする可能性があり、非常に危険**です。  
市では道路の危険箇所の発見と補修に努めていますが、もし「**道路に穴や陥没がある**」、「**側溝のフタが壊れている**」、「**ガードレールが壊れている**」など、危険な所を見かけたら、**現地の住所や目標物などをご確認の上、ご連絡をお願いします。**  
※私道や私有地については対応できません。